その他の食料品製造業における有害物との接触災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	12~13	次亜塩素酸ナトリウム20kg（以下、元の容器）から使い易いように小分けの容器に移す際、元の容器の注ぎ口が外れて、両足の太ももから膝下と左腕肘から手首にかけて液体を浴び薬傷を負った。	62	1～9
4	10～11	おからしぼり機を清掃中、作業中に閉め方のあまかった弁から苛性ソーダが吹きだし、身体にかかってしまった。	43	1～9
7	10~11	工場内フライヤーラインにて苛性ソーダを用いてラインの洗浄をしていたところ、長ゴム手袋を着用していたが目に見えない小さな穴が開いていたため、中に苛性ソーダが侵入し、薬品火傷を負った。	63	50～99
7	16~17	プラント室洗浄槽前にて、装置カバーや治具を洗浄する作業をしている時、粉末のアルカリ薬品を溶かしアルカリ液をつくり洗浄効率が上がる様に水温を上げる。本来アルカリ薬品は水温40℃以下で投入口より柄杓にて投入、その後蒸気を入れ水温を上げていくが今回薬品投入前に水温を上昇させ、粉末を槽内にそのまま入れようとして袋ごと落としてしまい、突沸し、前半身に薬液を浴びた。 作業手順の省略行為、保護具の未着用により顔面、太ももを薬傷した。	46	50～99
7	5~6	充填場にて、苛性ソーダ液の濃度調整を行うため、タンク内に苛性ソーダ液を入れ、薬液ポンプを使って流し込んでいた。 ある程度流し終えたところで、残りの液を押し出すため、ホースを用いて水を流し込んだときに、水の勢いもあり苛性ソーダ液が飛び散り、一部が眼の中に入り負傷した。	38	50～99
		当社工場の排水処理施設において、処理水のPH調整作業を行っていた。 苛性ソーダ溶液を調合する工程で、溶解用の撹拌タンクへ300L水を溜め、顆粒状の苛性		50

7	18～19	ソーダ25kgを袋より投入したとき、はずみでタンクから苛性ソーダ水溶液（濃度約14%）がはね、左目に入った。 通常は保護メガネをしているが、当時は着用していなかった。 被災当日は、水で洗浄し様子をみていたが、翌日に目が開かなくなった。	65	～99
7	12～13	現場にて、タンク洗浄時に、タンク内湯温95℃のお湯にアルカリ性洗剤（薬品）を一度に投入した。 その際、お湯が突沸し、身体前面に火傷を負った。	38	500～999
10	15～16	生産が終わり機械洗浄に移行する時に、苛性ソーダを温湯で溶かしてタンクから伸びるホースで洗浄を行っていたが、他の機械のブザーが鳴った為そちらに気をとられ一瞬目をそらした時、手元が狂って左足にかかってしまいすぐに水で洗い流した。 特に痛みとか違和感がなかったので放置しておいたが、後日気づいたら患部の皮膚が黒くなっていて驚いて病院を受診した。	52	50～99
10	12～13	惣菜加熱調理室薬品置き場において、機械の洗浄作業を行うための準備として、薬品をダンボールからケースへ移し替えていた。 ルール通りであれば、ケースごと横向きにしてコックを交換するところをケースを立てたまま交換したため、原液がこぼれ落ち、両足大腿部、左手首にかかってしまった。 社内ルールでは薬品を使用する際は保護具（手袋やエプロン、フェイスガード等）の着用を定めているが、今回、未装着であったため、直接、かかってしまい火傷を負った。	62	300～499
11	8～9	ドリップバック製造ラインにおいて、製造終了前に当日の原料の再投入を行うために被災者が原料搬送ブロワーを手動で動かし、その後、被災者は原料搬送ブロワーの停止を忘れ（推定）、サークルフィーダー（粉を攪拌して均一にする装置）の清掃作業を行った。 清掃作業時に原料搬送ブロワーを停止していなかったため、サークルフィーダー内に窒素が流入した。 その為、酸素濃度が低下したサークルフィーダー内に頭を入れて作業を行った被災者は、酸欠状態に陥ったものと推定される。	18	100～299
12	9˜10	チルド棟1階の器具洗浄場付近で、器具洗浄用のRO原液が入ったステン製の洗面器がセットされた台に足をぶつけてしまい、台が揺れ、洗面器に入っていたRO原液が自身の足にかかり被災した。	52	500～999

12	20~21	製造終了後のウイン洗浄時に、液体窒素タンクをウイン設置場所より移動しようとした際、タンクが傾きタンク内に残っていた液体窒素が両手にかかり火傷を負った。	45	50～99
12	12~13	当社工場にて年末の大掃除を行っていた。 手袋とアームカバーをしてしっかりと防護をし、布たわしに油汚れ落とし洗剤を浸してフライヤーの天井の掃除を行っていた。 アームカバーは肘までのものを使用していたが、隙間から液体が浸入したことに気づかなかった。 作業後、化学熱傷していることに気づき、すぐに病院へ行った。 一度仕事に復帰したものの、後日、皮膚移植が必要となり休業となった。	64	50～99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html